

○交通事故統計事務取扱要綱の制定について（平成7年3月1日例規第9号）

[沿革] 平成12年12月例規第58号、13年12月第51号、14年5月第29号、15年5月第22号、18年12月第30号、19年12月第46号、20年3月第25号、23年12月第44号、26年7月第22号、27年2月第2号、28年12月第30号、31年4月第23号、令和3年12月第30号、5年12月第34号改正

別記のとおり制定し、平成7年1月1日から適用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、交通事故統計事務取扱要綱の制定について（平成元年11月例規第54号）は、廃止する。

別記

交通事故統計事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通事故統計事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 交通事故統計の対象

交通事故統計の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故（以下「交通事故」という。）とする。

第3 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 交通事故関与者 交通事故に関与した第1当事者、第2当事者及び第3当事者以下の当事者をいう。
- (2) 第1当事者 最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。(3)において同じ。）の運転者又は歩行者等（遠隔操作型小型車の操作者を含む。以下同じ。）のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。
- (3) 第2当事者 最初に交通事故に関与した車両等の運転者、歩行者等又は物件のうち、第1当事者以外のものをいう。
- (4) 第3当事者以下 第1当事者又は第2当事者以外の交通事故に関与した者のうち、死亡若しくは負傷した者又は直接死亡に関与した者をいう。
- (5) 死亡 交通事故によって、発生から24時間以内に亡くなった場合をいう。
- (6) 重傷 交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する場合をいう。
- (7) 軽傷 交通事故によって負傷し、1か月（30日）未満の治療を要する場合をい

う。

- (8) 30日死亡 交通事故によって、交通事故発生日を初日として30日以内に亡くなった場合（死亡を除く。）をいう。
- (9) 事故情報管理システム 奈良県警察交通事故情報総合管理システム運用要綱の制定について（平成18年12月例規第29号。以下「交通事故情報総合管理システム運用要綱」という。）に定める奈良県警察交通事故情報総合管理システムをいう。

第4 交通事故統計原票

1 意義

交通事故統計原票（以下「原票」という。）は、効果的な交通事故防止対策の基となる交通事故統計を作成するための基礎資料である。

2 原票の種類及び記載事項

(1) 原票の種類

原票の種類は、交通事故統計原票（本票）（別記様式第1。以下「本票」という。）、交通事故統計原票（県内版）（別記様式第1の2。以下「県内票」という。）、交通事故統計原票（交通事故事件検挙票）（別記様式第2。以下「交通事故事件検挙票」という。）、交通事故統計原票（補充票）（別記様式第3。以下「補充票」という。）、高速道路追加調査項目票（別記様式第4）及び30日死者集計票（別記様式第5）とする。

(2) 原票の記載事項

ア 本票及び県内票

交通事故の内容に関する事項及び交通事故関与者（第1当事者及び第2当事者をいう。(2)において同じ。）に関する事項

イ 交通事故事件検挙票

本票に記載した交通事故関与者の刑事処分に関する事項

ウ 補充票

本票に記載されない交通事故関与者（第3当事者以下に限る。3の(3)において同じ。）に関する事項

エ 高速道路追加調査項目票

高速自動車国道及び指定自動車専用道路（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第42条第1項により指定されている自動車専用道路をいう。以下同じ。）における交通事故の発生地点、道路構造等に関する事項

オ 30日死者集計票

本票及び補充票記載の交通事故関与者のうち、30日死亡の交通事故関与者に

関する事項

3 原票の登録

(1) 本票及び県内票

交通事故の発生を認知したときに、交通事故1件ごとに入力する。

(2) 交通事故事件検挙票

交通事故について捜査を完結したときに、交通事故1件ごとに入力する。

(3) 補充票

1件の交通事故において本票に記載されない交通事故関係者がいるときに、当該交通事故関係者1人ごとに入力する。

(4) 高速道路追加調査項目票

高速自動車国道及び指定自動車専用道路における交通事故の発生を認知したときに、交通事故1件ごとに入力する。

(5) 30日死者集計票

本票及び補充票記載の交通事故関係者のうち、30日死亡があったときに、当該交通事故関係者1人ごとに入力する。

第5 コード

原票に使用するコードは、交通事故統計原票作成要領の改正について（令和5年8月8日付け警察庁丁交企発第198号、丁交指発第91号）に定めるコード及び警察庁が示す警察共通基盤システム等の対象業務に使用する標準コード並びに統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード（昭和45年行政管理庁告示第44号）に規定される市区町村の地域を定めるコードとする。

第6 原票内容の入力者

原票内容の入力は、当該交通事故の捜査に当たった警察官が行うものとする。

第7 原票内容の審査

- 1 交通部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）及び警察署（以下「警察署等」という。）に、原票内容審査責任者を置き、高速道路交通警察隊にあっては副隊長を、警察署にあっては交通課長（奈良警察署にあっては交通第二課長）をもって充てる。
- 2 原票内容審査責任者は、原票の登録内容について審査を行い、原票の誤登録又は登録漏れを防止するものとする。

第8 原票内容の送信等

1 警察署等から交通企画課への送信

- (1) 本票、県内票、補充票及び高速道路追加調査項目票

当該交通事故の発生を認知した日から起算して5日以内に交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に送信すること。ただし、死亡事故（交通事故関係者の死亡があった交通事故をいう。以下同じ。）については、当該死亡事故の発生を認知した日から起算して3日以内に送信すること。

(2) 交通事故事件検挙票

当該交通事故の捜査が完了した日から起算して1週間以内に送信するものとする。

(3) 30日死者集計票

30日死亡の交通事故関係者を確認後、1週間以内に送信すること。

2 交通企画課から警察庁への報告（送信）

(1) 死亡事故に関する本票、補充票及び高速道路追加調査項目票については、警察共通基盤システムによる交通事故日報集計業務実施要領の制定について（令和5年1月25日付け警察庁丙交企発第1号、丙技企発第2号、丙通基発第3号）に基づき、当該死亡事故を交通事故日報に計上した月の21日午後1時から翌月の8日午後5時までに、その内容を報告（送信）するものとする。

(2) 死亡事故を除く交通事故に関する本票、補充票及び高速道路追加調査項目票については、当該交通事故が発生した月又は当該交通事故の発生を認知した月の21日午後1時から翌月の15日午後5時までに、その内容を報告（送信）するものとする。

(3) 交通事故事件検挙票については、警察庁交通局交通指導課長が定める報告期限までに、その内容を報告（送信）するものとする。

(4) 30日死者集計票については、原則として、当該交通事故が発生した月又は当該交通事故の発生を認知した月の翌月の21日午後1時から翌々月の15日午後5時までに、その内容を報告（送信）するものとする。

なお、1件の交通事故において複数の交通事故関係者の30日死亡があった場合には、同一の報告期間内に報告するものとする。

(5) (1)、(2)及び(4)に定める期間の末日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を期間の末日とし、当該期間の末日までに報告（送信）するものとする。ただし、警察庁から別に指示があったときは、その指示する報告期限までに報告（送信）するものとする。

第9 原票内容のデータの保管・管理

原票内容のデータの保管及び警察庁への報告（送信）並びに警察署等から交通企

画課への送信に関する管理の適正を期すため、交通企画課及び警察署等に原票管理責任者を置き、交通企画課にあつては課長補佐（安全対策担当）を、警察署等にあつては第7の1に定める原票内容審査責任者をもって充てる。

第10 原票内容のデータ保管期間

警察署等から送信された原票内容のデータは、交通企画課において、登録日の翌年から10年間保管するものとする。この場合において、保管の方法にあつては、原票の内容を記録した電磁的記録媒体により保管するものとする。

第11 原票内容のデータ利用の制限

事故情報管理システムにおける原票内容のデータは、交通事故統計、交通事故分析等交通安全対策上の目的以外に利用してはならない。

第12 登録要領等

原票の登録並びに原票内容の警察署等から交通企画課への送信及び交通企画課から警察庁への報告（送信）については、交通事故情報総合管理システム運用要綱に定めるところによる。

（別記様式省略）